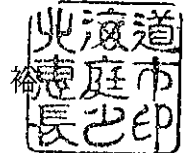


恵庭市まちづくり基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月13日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第33号

恵庭市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

恵庭市まちづくり基本条例（平成25年条例第30号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。</p> <p>そのためには _____、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、<u>市民の手で花のまちを創ったように</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。</p> <p>その願いを叶えるため、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、<u>市民主導による花のまちづくり活動が実を結び、その結果、これからも市民がひとつになって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして「恵庭市花と緑の記念日を定める条例」につながったことは私たちの財産です。</u></p> <p><u>これからも私たちは、豊かな自然環境を守りな</u></p>

現行	改正案
<p>_____、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。</p> <p>私たちは、<u>恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」</u></p> <p>_____が持続的に発展するよう、ここに<u>恵庭市まちづくり基本条例</u>を制定します。</p>	<p>がら、子どもたちが大人になっても希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らせる<u>まちに発展させ、次世代に引き継ぐために、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要</u>です。</p> <p><u>恵庭市民憲章の精神のもと、市民・議会・行政が共に考え、市民が住み続けたいと思うまちの実現を目指し、世代を超えて市民と市民とがつながり、市民主導で地域社会をともに創っていく「誰にとってもやさしい共生のまち」</u>が持続的に発展できるよう、<u>この条例</u>を制定します。</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) コミュニティ 町内会などの<u>地域コミュニティ</u>をはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>町内会など 町内会や自治会のように地縁によって結びついた住民自治組織をい</u>います。</p> <p>(7) コミュニティ 町内会など _____をはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。</p>
<p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(市民参加の推進)</p> <p>第12条 市は、<u>まちづくりへの市民参加を推進し、市民がまちづくりに参加できる _____ 機会の充実</u></p> <p>_____に努めなければなりません。</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(市民参加の推進)</p> <p>第12条 市は、 _____ <u>_____市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、ワークショップなど、市民が参画しやすい環境づくりに努めなければなりません。</u></p> <p>第13条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(コミュニティ_____)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、<u>コミュニティの形成及び活動</u> _____を積極的に支援するものとします。</p> <p>4 市 _____は、まちづくりにおいて、<u>地域コミュニティ</u>の果たす役割が特に重要であることを認識し、<u>地域コミュニティ</u> _____との協働を進めなければなりません。</p>	<p>(コミュニティ・町内会など)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、<u>コミュニティの形成、活動及び担い手の育成</u>を積極的に支援するものとします。</p> <p>4 市と市民は、まちづくりにおいて、<u>町内会など</u> _____の果たす役割が特に重要であることを認識し、<u>市民は活動への参加に努め、市は町内会など</u>との協働を進めなければなりません。</p> <p>5 市は<u>町内会など</u>との協働を進めるため、<u>町内会などの活動に係る周知及び財政の支援に努めなければなりません。</u></p>
<p>第 15 条～第 23 条 (略)</p>	<p>第 15 条～第 23 条 (略)</p>
<p>(組織運営)</p> <p>第 24 条 市は、<u>社会環境の変化や</u> _____市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の編成 _____に努めなければなりません。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(組織運営)</p> <p>第 24 条 市は、<u>社会情勢の変化や多様化する</u>市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の整備をするとともに、<u>横断的な運営</u>に努めなければなりません。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>(デジタル社会の対応)</p> <p>第 24 条の 2 市は、<u>情報技術の活用</u>に努め、<u>効率的かつ効果的で市民が利用しやすい運営</u>を行うとともに、<u>利活用における格差が生じることのないよう努めるものとします。</u></p> <p>(脱炭素社会の対応)</p> <p>第 24 条の 3 市は、<u>豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者と協力し、脱炭素社会の実現を目指すよう努めるものとします。</u></p>
<p>第 25 条～第 30 条 (略)</p>	<p>第 25 条～第 30 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。